

関係機関からの情報提供

目次

1. 福岡県 農山漁村振興課からの情報提供 P7.1～
2. 福岡市からの情報提供 P7.18～
3. 気象庁 福岡管区気象台からの情報提供 P7.22～
4. 福岡県 河川整備課からの情報提供 P7.32～



〈河川整備課 HP〉

流域治水対策に係る主な支援事業

(農業農村整備事業及び農業農村整備関連事業)

福岡県 農林水産部 農山漁村振興課
農村森林整備課

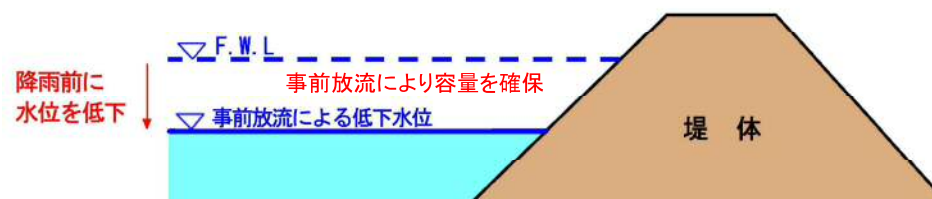
支援事業メニュー

下記は主要なものを掲載しています。各事業に関する実施要件等の詳細については、各農林事務所へお問い合わせください。

- 農業用ため池の低水位管理：水利施設管理強化事業（特別型） P 1
- 農業用ため池の適切な管理①：多面的機能支払交付金〔農地維持支払交付金〕 P 2
- 農業用ため池の適切な管理②：中山間地域等直接支払交付金 P 3
- 農業用ため池の適切な管理③：農村環境整備事業 P 4
- 防災重点農業用ため池の劣化状況評価等：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） . . . P 5
- ため池の保全・避難対策：農業水路等長寿命化・防災減災事業（ため池の保全・避難対策） P 6
- ため池の防災・減災工事①：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） P 7
- ため池の防災・減災工事②：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業） P 8
- ため池の防災・減災工事③：農村地域防災減災事業（ため池洪水調節機能強化事業） P 9
- ため池の防災・減災工事④：農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策（ため池防災環境整備）） . . . P 10
- ため池の防災・減災工事⑤：農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策（危機管理対策）） P 11
- 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）①：多面的機能支払交付金 P 12
- 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）②：農地湛水対策事業 P 13
- 水門の遠隔化等の整備 P 14
- クリークの先行排水を推進：流域湛水減災対策事業（先行排水推進事業）【対象：南筑後圏域】 P 15

農業用ため池の低水位管理

- 事業内容：大雨が予想される前に、農業用ため池の水を事前に放流することにより、ため池の貯留機能を活用した取組であり、事前放流の操作に必要な経費に対する助成（体制整備のための話し合い・大雨を想定した訓練・実作業）
- 事業名：水利施設管理強化事業(特別型)
- 実施要件：流域治水プロジェクト等に位置付けられた取組を実施するため池
※流域治水プロジェクト等：①流域治水プロジェクト、②治水協定、③地域防災計画等の地方自治体が策定、策定見込みの計画
- 事業主体：市町村
- 補助率：国50%、県25%、市町村25%
- 支援内容：実施体制の整備、訓練、操作、記録・取りまとめに要する人件費
遠隔監視（水位計等の新設、更新、点検整備、通信費等を含む）に要する費用



農業用ため池の適切な管理①

- 事業内容：共同活動の一環として行われる堤体の草刈りや水路・ため池の泥上げ等
- 事業名：多面的機能支払交付金〔農地維持支払交付金〕
- 実施要件：事業計画書に保全管理する施設等を位置付け、市町村の認定を受けること
- 事業主体：活動組織、広域活動組織
- 補助率：国50%、県25%、市町村25%

農地維持支払交付金(地域資源の基礎的な保全活動)



2

多面的機能支払交付金の交付単価 (円/10a)

都府県	①農地維持支払※8	②資源向上支払 (共同※1、2、3)	①と②に取り組む 場合
田	3,000	2,400	5,400
畑※9	2,000	1,440	3,440
草地	250	240	490

農業用ため池の適切な管理②

- 事業内容：中山間地域において、協定に定める活動内容として行われる堤体の草刈りや水路・ため池の泥上げ等
- 事業名：中山間地域等直接支払交付金
- 対象者：集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等
- 対象地域：「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域及び県知事が特に定めた基準を満たす地域
- 対象農用地：①急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草牧草地：15°以上）
②緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草牧草地：8°以上15°未満）
③小区画・不整形な田等
- 補助率：[指定地域] 国1/2、県1/4、市町村1/4
[特認地域] 国1/3、県1/3、市町村1/3
- 交付単価 ※体制整備単価（10割単価）の場合

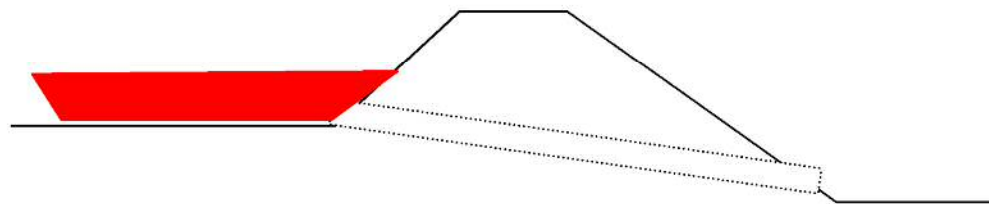
地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	草 地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（1/100以上）	8,000		緩傾斜（8°以上）	3,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500	採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
				緩傾斜（8°以上）	300

※体制整備単価
集落協定の体制整備に向けたネットワーク化計画の策定を行う場合は交付単価の10割を交付。
基礎的な活動のみを行う場合は交付単価の8割。

農業用ため池の適切な管理③

- 事業内容：農業用ため池における貯水機能の回復を目的とした浚渫
- 事業名：農村環境整備事業
- 実施要件：①総事業費が1地区当たり50万円以上3,000万円以下のもの
②梅雨期及び台風期に当該農業用ため池の貯留水を事前放流することが確約できるもの
- 事業主体：市町村等
- 補助率：県50%、市町村等50%

ため池浚渫のイメージ
(ため池の防災機能を回復する部分(底樋より上部の掘削))



防災重点農業用ため池の劣化状況評価等

- 事業内容：防災重点農業用ため池に係る①劣化状況評価、②豪雨・地震耐性評価、③実施計画策定等のソフト対策に対する助成

※防災重点農業用ため池：以下のいずれかに該当する農業用ため池であって、ため池工事特措法に基づき、県知事が指定したもの。

- ①浸水区域のうち、当該農業用ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等が存すること。
- ②貯水量が1,000m³以上かつ浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が存すること。
- ③貯水量が5,000m³以上かつ浸水区域に住宅等が存すること。
- ④上記①～③までに該当する農業用ため池に準ずるものであること、当該農業用ため池が決壊した場合にその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼす恐れが大きいと認められること。

- 事業名：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
- 実施要件：防災重点農業用ため池に指定されていること
- 事業主体：①、②市町村 ③県又は市町村
- 補助率：定額補助

ため池の保全・避難対策

- 事業内容：①ハザードマップ作成、②地域住民の参加による防災意識の醸成に必要な監視・管理に必要な技術習得に資する研修等の実施、③ハザードマップを活用した防災訓練等
 - 事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業（ため池の保全・避難対策）
 - 実施要件：
 - （ア）防災重点農業用ため池に指定されていること
 - （イ）「ハザードマップ作成」について
 - （1）ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを図面、ホームページ、看板等により関係住民等に速やかに周知すること。
 - （2）ハザードマップ作成に当たっては、ワークショップの開催等により関係住民等との意見交換を行うこと。
 - 事業主体：市町村
 - 補助率：①→50%（ただし、令和12年度までは定額補助）
 - ②、③→50%（ただし、令和12年度までは定額補助）
- 1地区当たりの助成額の上限は500万円

ため池の防災・減災工事①

- 事業内容：耐震性の向上、豪雨による決壊の防止、老朽化対策等を目的とした防災重点農業用ため池の改修
- 事業名：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
- 実施要件：

①防災重点農業用ため池に指定されていること

②ため池総合整備工事（地震豪雨対策型）

【大規模】 次のいずれかに該当するもの

- ①防災受益面積70ha以上、かつ、受益面積40ha以上
- ②防災受益面積7ha以上、かつ、受益面積2ha以上で
想定被害額（農外）3億円以上

【小規模】

防災受益面積7ha以上または想定被害額（農外）が
4,000万円以上、かつ、受益面積2ha以上であり、
総事業費4,000万円以上

- 事業主体：県
- 補助率：【大規模】国55%、県25%、地元20%

【小規模】国50%、県30%、地元20% ※中山間地域にあっては、国55%、県30%、地元15%

ため池総合整備工事（一般整備型）

【大規模】 受益面積100ha以上、総事業費8,000万円以上

※中山間地域の場合、受益面積70ha以上、総事業費4,000万円以上

【小規模】 受益面積2ha以上、かつ、総事業費4,000万円以上

ため池の防災・減災工事②

- 事業内容：耐震性の向上、豪雨による決壊の防止、老朽化対策等を目的とした防災重点農業用ため池の改修
- 事業名：農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
- 実施要件：

①防災重点農業用ため池に指定されていること

②ため池総合整備工事（地震豪雨対策型）

【大規模】 次のいずれかに該当するもの

①防災受益面積70ha以上、かつ、受益面積40ha以上

②防災受益面積7ha以上、かつ、受益面積2ha以上で
想定被害額（農外）3億円以上

【小規模】

防災受益面積7ha以上または想定被害額（農外）が
4,000万円以上、かつ、受益面積2ha以上であり、
総事業費4,000万円以上

- 事業主体：市町村
- 補助率：【大規模】国55%、県25%、地元20%

【小規模】国50%、県25%、地元25% ※中山間地域にあっては、国55%、県25%、地元20%

ため池総合整備工事（一般整備型）

【小規模】 受益面積2ha以上、かつ、総事業費4,000万円以上

ため池の防災・減災工事③

- 事業内容：①「洪水調節機能の付与・増進」：洪水調節機能の付与・増進のために必要なため池の改修及び附帯施設の整備
②「低水位管理に必要な整備」：ため池の低水位管理を行うために必要なため池の改修及び洪水吐の切欠き等（スリット等）の整備
③「洪水調節容量の活用に必要な整備」：利水の用途を廃止するため池の洪水調節容量の活用に必要な改修及び附帯施設の整備
- 事業名：農村地域防災減災事業（ため池洪水調節機能強化事業）
- 実施要件：①流域治水プロジェクト等に位置付けられた取組を実施するため池（※流域治水プロジェクト等：①流域治水プロジェクト、②治水協定、③地域防災計画等の地方自治体が策定、策定見込みの計画
②「洪水調節機能の付与・増進」、「洪水調節容量の活用に必要な整備」の事業は、以下のとおり。
【大規模】 次のいずれかに該当するもの
①防災受益面積70ha以上、②防災受益面積7ha以上、かつ、想定被害額（農外）が3億円以上
【小規模】
防災受益面積7ha以上または想定被害額（農外）が4,000万円以上、総事業費800万円以上
③「低水位管理に必要な整備」の事業は、以下のとおり。
防災受益面積7ha以上
- 事業主体：市町村
- 補助率：①、③→【大規模】国55%、【小規模】国50% ※中山間地域にあっては、国55%
②→国55% ※中山間地域にあっては、国55%

ため池の防災・減災工事④

- 事業内容：ため池の廃止（地域防災上のリスク除去）
- 事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策（ため池防災環境整備））
- 事業要件：1地区当たりの事業費200万円以上、工事工期原則3カ年以内
- 実施要件：以下のすべての条件を満たす地区であること。
 - ①防災重点農業用ため池であって、想定被害額（農外）500万円以上のもの
 - ②廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの
 - ③埋立てによる廃止の場合は、開削（附帯施設の整備等を含む。）によるものより経済的であって、かつ、造成される土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。
 - ④事業実施主体は、事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者（ため池の所有者又は管理者等）と、次の事項を予め確認していること。
 - （ア）常時及び非常時の見回り方法、（イ）開削部等に異常が確認された場合の対応方法
 - ⑤従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること。

- 事業主体：市町村
 - 補助率：定額補助
- ※助成額上限は右表のとおり

定額助成上限額		(単位:万円)		
堤高 (m)	①基本	②九州農政局が確認し、特に必要と認める場合	下流水路の整備延長 (m)	
			20 ≤ L < 500	500 ≤ L
H < 5	1,000	3,000	6,000	8,000
5 ≤ H < 10	2,000	4,000	7,000	9,000
10 ≤ H	3,000	6,000	9,000	11,000

ため池の防災・減災工事⑤

- 事業内容：防災安全度の向上を図るために行う危機管理システム、危機管理向上施設（雨量計、水位計等の観測機器、ポンプ・ゲート等の遠隔操作装置）等の整備
- 事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策（危機管理対策））
- 事業要件：1地区当たりの事業費200万円以上、受益農業従事者数2者以上、工事工期原則3カ年以内
- 実施要件：特になし
- 事業主体：市町村
- 補助率：国50%（ただし、ため池で行う場合、令和12年度までは定額）
※中山間地域等において行う場合、国55%（ただし、ため池で行う場合、令和12年度までは定額）

水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）①

- 事業内容：大雨時に河川や水路の推移の急上昇を抑えることで、下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整版を設置する等により、雨水貯留機能を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払（共同活動）に単価加算を行うもの。

事業名：多面的機能支払交付金

実施要件：事業計画期間中に次のいずれかの条件を満たす必要がある。

①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち

5割以上で活動に取り組むこと。

②広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む

集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち

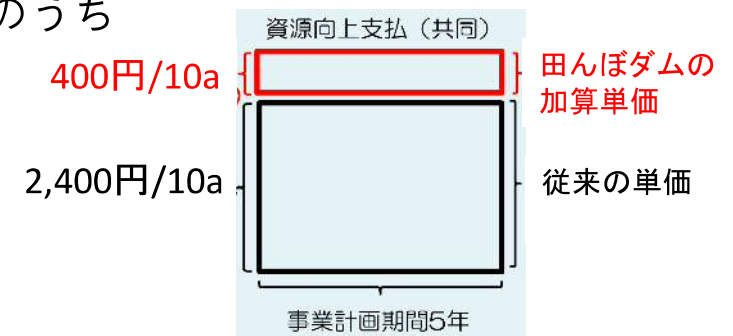
5割以上で活動に取り組むこと。

実施組織：活動組織、広域活動組織

加算単価：400円/10a（国50%、県25%、市町村25%）

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に

取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。



水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）②

- 事業内容：田んぼダム導入に必要となる施設整備の経費について、県が支援する事業
- 事業名：通常型【農地耕作条件改善事業（水田貯留機能向上支援）】
：小規模型【流域湛水減災対策事業（流域治水対策事業）】



実施要件

農地湛水対策事業	
【通常型：国庫事業活用】	【小規模型：県単事業】
①地域計画策定区域のうち流域治水対策実施区域	①受益面積が一団地1ha以上（中山間地域等においては、0.5ha以上）
②1地区当たりの事業費200万円以上	②受益戸数が2戸以上
③1地区当たりの受益者数が2者以上	③現況が水田利用可能農地（地目：田）の25%以上、田んぼダムを実施
④既に基盤整備された農地の50%以上、田んぼダムを実施	④総事業費10万円以上

- 事業主体：市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体等
- 補助率：（定額補助）[畦畔補強] 16万円/100m [排水口] 5万円/箇所 [排水路] 28万円/10m
：（定率補助）【通常型】事業費の3/4（国費+県費）、【小規模型】事業費の1/3以内
- 支援内容：田んぼダム導入のための農業用施設整備等

水門の遠隔化等の整備

- 事業内容：流域治水対策のために行う農業用排水施設等の整備
 - ①農業用排水施設整備
 - ②危機管理システム等整備
 - ③附帯安全施設整備
 - ④管理体制強化対策
- 事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業（防災減災対策（流域治水対策））
- 実施要件：流域治水プロジェクト等に農業水利施設の有効活用等が位置付けられていること。
（ため池に行うものにあつては、事前放流の取組を行っていること。）
- 事業主体：市町村等
- 補助率：国50%、県25%、市町村等25%
（④管理体制強化対策は定額（1地区あたりの上限額は1,000万円））
- 活用事例：水門操作の遠隔化を図り、集中管理を実施。



クリークの先行排水を推進（筑後川下流域）

- 事業内容：筑後川下流域において、市町を跨るクリークの広域的な先行排水を実施するために必要な事業を支援
- 事業名：流域湛水減災対策事業（先行排水推進事業）
- 事業内容及び実施要件：
 - ①クリークの洪水調節機能の確保のために実施する堆積土の浚渫、農業用排水路及びゲートの補修並びにこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業であり、かつ総事業費が50万円以上
 - ②クリークの洪水調節機能の強化のために実施するゲートの電動化、量水標の設置、水位観測機器の設置、農業用排水路の整備及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業であり、かつ総事業費が50万円以上
 - ③地域の実情に応じたクリークの先行排水を行うために実施する農業用排水路及びゲートの整備並びにこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業であり、かつ総事業費が50万円以上
 - ④クリークの先行排水を実施する地域において、浸水により稼働停止のリスクを低減する必要がある施設において、予防的な対策として実施する止水壁設置、操作盤の高所移設、除塵機の型式変更などの事業であり、かつ総事業費が50万円以上
- 事業主体：市町村等
- 補助率：県50%、市町村等50%



クリークを活用した先行排水の実施状況
(上段：実施前、下段：実施後)

福岡市 流域治水の取組み事例

< 事例紹介 >

1. 民間事業者による雨水貯留浸透施設の設置に対する補助制度の創設
2. 灌漑用途廃止後のため池を洪水調節池（治水池）へ転用



1. 民間事業者による雨水貯留浸透施設の設置に対する補助制度の創設

1-1. 概要

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることを背景に、流域全体のあらゆる関係者が取り組む流域治水が進められています。

福岡市においても、流域治水の取組みを推進するために、民間事業者が実施する雨水貯留浸透施設の設置に対して、設置費用の一部を補助する制度を令和8年度から運用開始しました。

1-2. 補助制度創設の背景

現状	民間事業者への補助制度については、 【本市】戸建て住宅における雨水貯留タンクなど、小規模な施設を対象とする補助制度を運用 【国・県】大規模な施設を対象とする補助制度*の運用を開始 ※補助要件：市の補助を受けた民間事業者を対象
課題	本市には大規模な雨水貯留浸透施設の設置を対象とする補助制度が無い
対応策	流域治水の取組みを更に推進するため、 一定規模以上の雨水貯留浸透施設の設置対象とする補助制度を創設

1-3. 補助内容

- (1) 補助金名 : 福岡市流域貯留浸透事業補助金
- (2) 対象者 : 民間事業者
- (3) 対象地域 : 市内かつ二級河川の流域内
- (4) 対象施設 : 民間の施設又は敷地を500m³以上の貯留機能もしくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造 など
- (5) 対象経費 : 雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の一部（ただし、治水対策に資するものに限る）
- (6) 補助金額 : 対象経費に6分の5を乗じて得た額以内※

※＜参考＞負担割合：国補助金1/3、県補助金1/3、市補助金1/6、民間事業者1/6

1. 民間事業者による雨水貯留浸透施設の設置に対する補助制度の創設

1-4. 補助制度周知のチラシ

詳しくは福岡市ホームページを参照ください。 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/kasenkanri/hp/jigyou/efforts/ryuchohojyo.html>

流域貯留浸透事業 補助制度のご案内

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることを背景に、流域全体のあらゆる関係者が取り組む流域治水が進められています。本市においても、流域治水の取組みを推進するために、民間事業者が実施する雨水貯留浸透施設の設置に対して、設置費用の一部を補助する制度を創設しました。

雨水貯留浸透施設のイメージ

- 例) 表面貯留: クラウンドの掘り下げ
- 例) 地下貯留: 貯留施設
- 例) 表面浸透: 浸透する舗装
- 例) 調整池嵩上げ: 調整池、嵩上げ

雨水貯留浸透施設を設置する民間事業者への補助制度

補助金額
対象経費の **5/6**

- ・民間の施設又は敷地を500㎡以上の貯留機能もしくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造
- ・既設の調整池など民間の施設を掘削、堤体補強等を行い、3,000㎡以上の治水容量を確保するもの

対象地域	対象者	対象経費	その他
市内かつ二級河川流域内※ ※一部の二級河川のみ 詳しくは市へお問い合わせください	補助対象事業を行う土地の所有者若しくは建築物の所有者	雨水貯留浸透施設の整備のための工事、測量、設計などに要する費用	補助制度を活用した雨水貯留浸透施設の設置後は、市長と管理協定を締結し、適正な管理を行う必要があります

福岡市道路下水道局

流域貯留浸透事業による流出抑制効果のイメージ

申請手続きの流れ

補助制度は国や県との協調補助となっており、事業内容の事前協議や調整などに時間を要する場合もあることから、当該年度に事業を実施出来ないことも想定されますので、必ず早めのご相談をお願いします。

申請者	福岡市
事前協議 まずは事前に河川計画課へご相談ください 補助金の申請にあたっては、事前協議の上、必ず雨水貯留浸透施設の工事を始める前に申請書類を提出してください。工事着工後の申請は補助対象になりません。	
1 交付申請	申請書類受領 (1~2ヶ月程度)
2 工事着工	2 交付決定 (様式第5号)
3 変更申請 (様式第7号)	変更申請書類受領
4 完成	4 変更交付決定 (様式第8号)
5 完了報告 (様式第13号)	完了報告書受領
6 補助金額確定・通知書受領	書類審査・現地検査
7 交付請求	6 補助金額確定 (様式第15号)
8 補助金受領 (様式第16号)	交付請求書受領
	8 補助金支出手続き

管理協定締結

※申請書の審査には概ね1~2ヶ月程度を要しますので、工事着工までに余裕を持った申請をお願いします。

交付要綱は福岡市のホームページで公開しています

問い合わせ先

福岡市 道路下水道局 計画部 河川計画課

福岡市中央区天神1丁目8番1号 | 電話番号: 092-711-4528 | FAX番号: 092-733-5533

詳細はホームページをご覧ください
福岡市流域貯留浸透事業



2. 灌漑用途廃止後のため池を洪水調節池（治水池）へ転用

2-1. 概要

福岡市では、灌漑用途が廃止された農業用ため池を治水池へ転用するなど、現在、69カ所の治水池を管理しています。

洪水調節池（治水池）とは、降雨時の雨水を一時的に貯留し、オリフィスと呼ばれる排水口から少しずつ下流に流すことで、雨水が集中的に河川に流れ込むのを防ぐ役割をもった池です。

晴天時はカラの状態 ⇒ 雨天時に流れ込んだ雨水を一時的に貯める

※晴天時にも池の水面を保っている池もあります



（備考）

ため池の中には、所有者が財産区の池と市の池があります。一部の財産区のため池については、灌漑用途廃止後に市が財産区から池の土地を借地し、治水池を整備しています。借地に協力頂くことで流域治水の取組みに寄与しています。

新たな防災気象情報について

令和8年度二級水系域流域治水協議会 福岡・前原・那珂圏域



気象庁マスコット
はれるん

令和8年5月22日
福岡管区気象台

大きく変わる防災気象情報 (令和8年5月29日から運用開始予定)

- 警戒レベルの定義は変えず、防災気象情報を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。** (例：レベル4大雨危険警報 等)
- **洪水警報・注意報の市町村毎の発表は行わず、大河川以外の警報等は大雨の情報で発表します。**

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

レベルの数字を見ただけで、どのような行動をとるべき気象状況になっているのか、すぐにわかるようになることを目指す

警戒レベル	住民がとるべき行動	外水氾濫	内水氾濫	土砂災害	高潮
		大河川 (洪水予報河川) 御笠川、遠賀川、筑後川、矢部川 etc.	大河川以外	雨水を排水できずに、発生する浸水	急傾斜地のがけ崩れや土石流
		発表単位：河川	発表単位：市町村		
5相当	命の危険 直ちに安全確保！	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
4相当	危険な場所から 全員避難	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3相当	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難の準備など	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2	避難行動を確認 避難場所や避難ルート、避難の タイミングなど	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
1	災害への心構えを高める	早期注意情報			2

気象防災速報・気象解説情報について

- 線状降水帯の発生や、記録的な短時間大雨など、**顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表。**
- 現在・今後の気象状況を網羅的に解説する「気象解説情報」も適宜に発表。

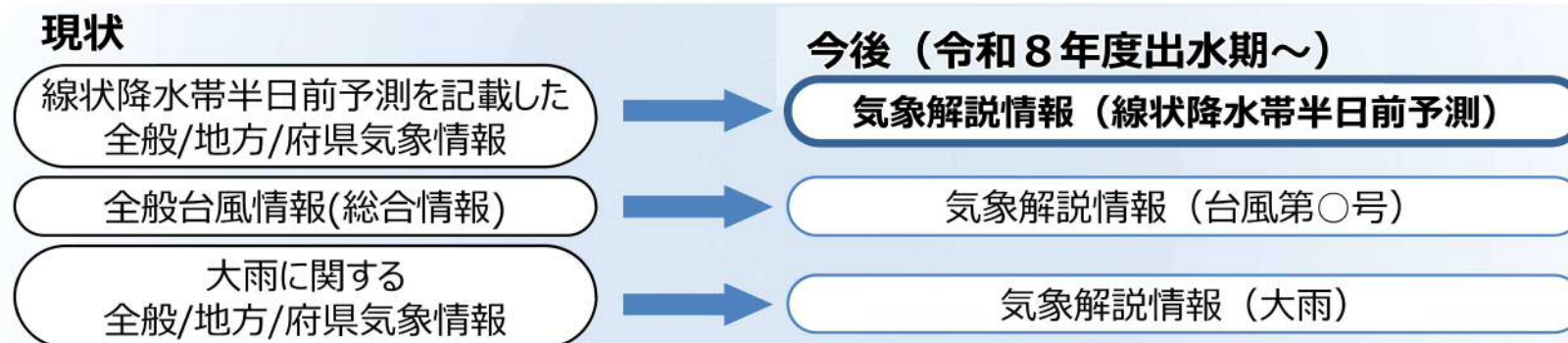
1時間雨量
110mm以上
(福岡県)

気象防災速報 …… 極端な現象を速報的に伝える情報 (府県単位でのみ発表)



- 情報の標題は、「○○県気象防災速報 (記録的短時間大雨)」のようになります。

気象解説情報 …… 現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報 (全国・地方・府県単位で発表)



- 早期注意情報（警戒レベル1）は、**5日先までの警報級の現象の可能性**を公表
- 時系列情報は、警報・注意報に先立って、**翌日までの気象状況の見通し**を、毎日4回発表

早期注意情報（警報級の可能性）

	1日	2日				3日		4日	5日	6日
警報級の可能性	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24			
大雨	-	[中]	[高]	[中]	-	-	-	-	-	-
土砂災害	-	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	-	-	-	-

明後日までを対象とした情報について、現行では大雨に含まれる土砂災害の警報級の可能性を切り分けて発表するとともに、現行よりも情報の時間幅を細分化。

時系列情報（明日までの警報等の見通し）

〇〇市の時系列情報（明日までの警報等の見通し）
2026年XX月XX日11時00分発表

〇〇市	地域	20日												21日	22日	23日	24日	25日	備考・関連する現象			
1時間最大雨量(mm)		200												200								
24時間最大雨量(mm)		200												200								
大雨		[高]												[中]	[中]	[中]	[中]					
土砂災害		[高]												[中]	[中]	[中]	[中]					
暴風(風速)	陸上	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	
暴風(風速)	海上	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100		
6時間最大降水量(mm)		[高]												[中]	[中]	[中]	[中]					
24時間最大降水量(mm)		[高]												[中]	[中]	[中]	[中]					
大雨		2	4	6	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
浪高(m)		2	4	6	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
高潮	浪位(m)	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	潮																					
	警報																					
	注意																					
	警戒																					
	注意																					
気候	実地温度(%)			80																		
	最小温度(%)			80																		
	なだれ																					
	砂害																					
	雷																					

定期的更新
(5時、11時、17時、23時)

■ 災害切迫	特別警報級の現象発生の可能性がある時間帯
■ 危険	危険警報級の現象発生の可能性がある時間帯 (土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性のある時間帯)
■ 警戒	警報級の現象発生の可能性のある時間帯 (土砂災害、高潮については、警報発表の可能性のある時間帯)
■ 注意	注意報級の現象発生の可能性のある時間帯 (高潮については、注意報発表の可能性のある時間帯)

段階的に発表される防災気象情報について



災害への心構えを

早期注意情報（警報級の可能性）

	1日		2日				3日		4日	5日	6日
警報級の可能性	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24				
大雨	[中]	[高]	[高]	[中]	-	-	-	-	-	-	
土砂災害	[中]	[高]	[高]	[高]	-	-	-	-	-	-	

- ・線状降水帯半日前予測
- ・大雨に関する情報等

気象解説情報

時系列情報（明日までの警報等の見通し）

事前の備えや体制準備に活用

地域	1日		2日								3日
	18-21	18-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	
1時間最大降水量	30	30	40	50	70	70	30	5			
24時間最大降水量	250										
大雨											
土砂災害											

警戒レベル相当情報・
その他の注意報・警報・特別警報

- ・線状降水帯発生
- ・線状降水帯直前予測
- ・記録的短時間大雨等

災害対応等を迅速に実施できるよう、
対応のトリガー情報として活用

キキクル

気象防災速報

線状降水帯に関する各種情報

半日前予測

直前予測

発生情報



補足資料



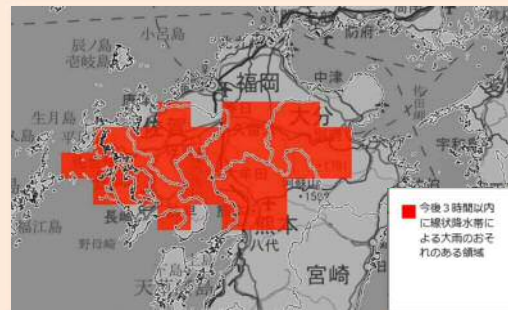
- 今後3時間以内に、線状降水帯の発生により非常に激しい雨が降り続く可能性が高まった場合に一次細分区域を対象に発表
- 令和8年5月下旬より提供開始

福岡県気象防災速報（線状降水帯直前予測） 第1号
令和8年7月〇〇日〇〇時〇〇分 福岡管区気象台発表
（見出し）

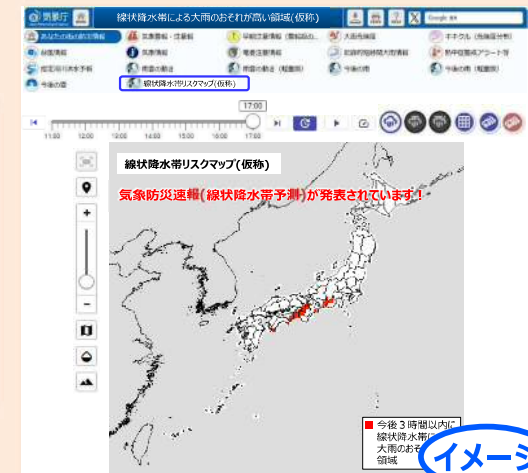
福岡県福岡地方、筑豊地方、筑後地方では、今後3時間以内に線状降水帯が発生し、非常に激しい雨が同じ場所で降り続く可能性が高まっています。命に危険が及ぶ災害発生の危険度が急激に高まるおそれがあります。

線状降水帯予測マップ（仮称）

- 文章情報を補足するものとして、最大3時間先までに線状降水帯による大雨のおそれのある大まかな領域をメッシュ情報で提供



イメージ

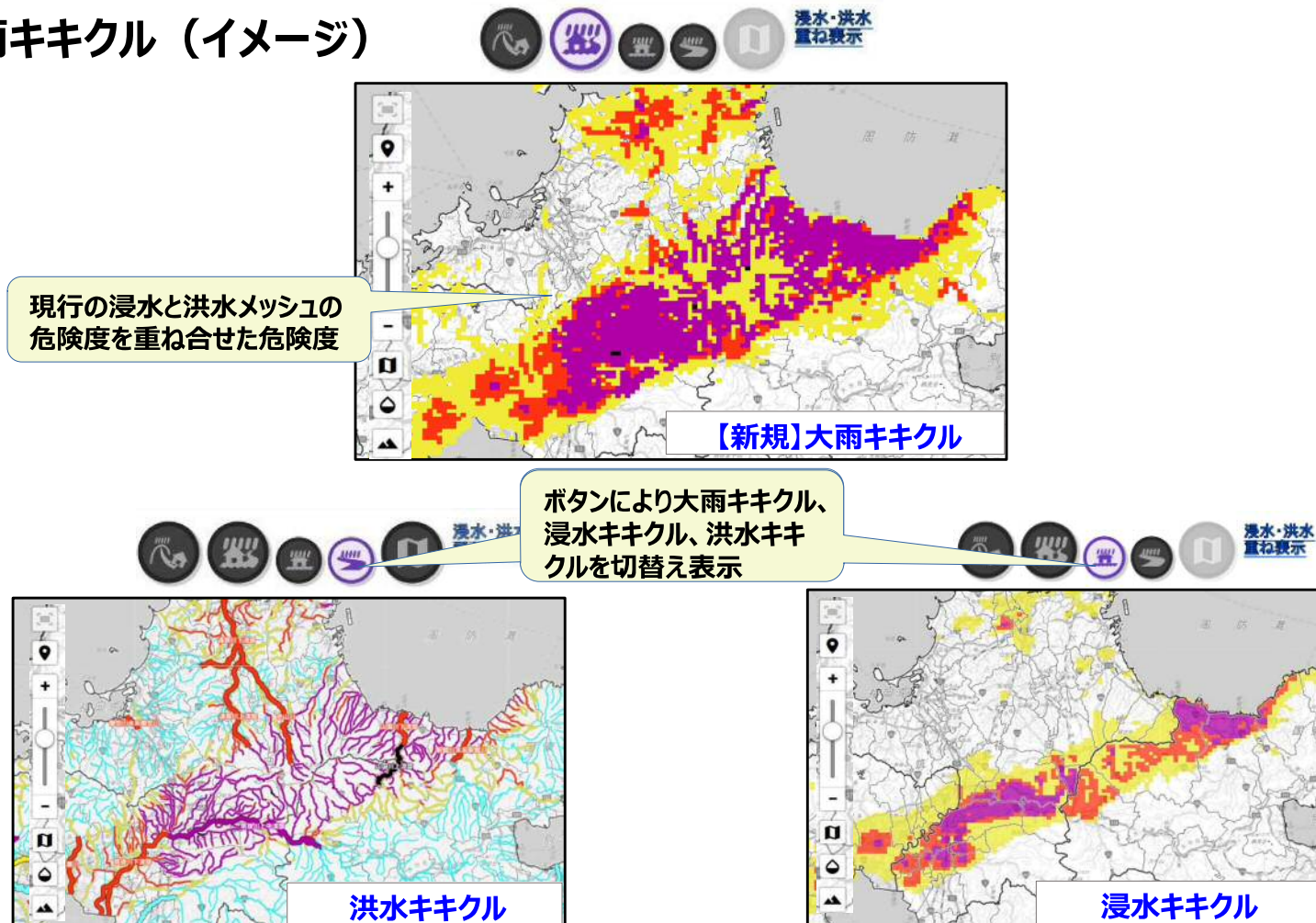


イメージ

大雨キキクル（洪水キキクルと浸水キキクルの危険度を重ねました）

- 大雨に関する情報が発表された際に、**危険度が高まっている地域を確認**することができます。
- 大雨に関する情報が対象としている**河川の氾濫の危険度（洪水キキクル）**や**短時間強雨による浸水害の危険度（浸水キキクル）**を重ねて**大雨キキクル**として新規表示します。
- **洪水キキクルと浸水キキクルについて切替え表示**で、洪水災害・浸水害それぞれの危険度の確認が可能です。

大雨キキクル（イメージ）



- 警戒レベル相当情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）以外の特別警報・警報・注意報は、**これまでと変わりません。**
- これら情報について、気象庁ホームページ等では、特別警報は黒、警報は赤を用いるが、**警戒レベルには相当しない**ことに留意してください。

警戒レベル相当情報以外の特別警報・警報・注意報

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪

※これらの特別警報や警報は、レベル5（緊急安全確保）やレベル3（高齢者等避難）には相当しないことに留意

新しい防災気象情報 ～気象庁HPの特設サイト～

今回の説明内容をはじめ、新しい防災気象情報の説明や普及啓発ツールは、気象庁HPの新しい防災気象情報の特設サイトをご利用ください。

国土交通省 気象庁 Japan Meteorological Agency

ホーム > 新たな防災気象情報について (令和8年～)

新たな防災気象情報について(令和8年～)

令和8年5月下旬より
気象の警報などが大きく変わります

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

- 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます
- 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります（特別警報の新設など）



<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>

<福岡管区気象台HPからもアクセスできます> **ピックアップ情報** ⇒ **新たな防災気象情報の運用について**



新たな防災気象情報の運用について ～令和8年の大雨時期から防災気象情報が生まれ変わります～
令和8年5月下旬（予定）より気象の警報などが大きく変わります。
新たな防災気象情報は、情報名称に警戒レベルの数字を付記するなど、市町村が発令する避難指示等の避難情報や住民がとるべき避難行動との関係が分かりやすくなります。詳細は特設サイトをご覧ください。



特定都市河川（流域治水関連法※の中核をなす制度）

※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

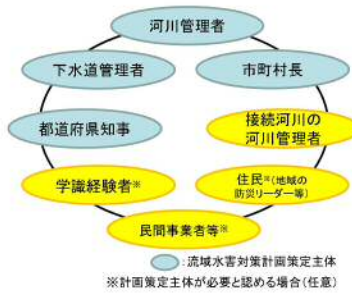


流域治水の計画・体制の強化



※流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援（令和5年度から5か年の時限措置）

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- ・ 河道掘削、堤防整備
- ・ 遊水地、輪中堤の整備
- ・ 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- ・ 対象：民間事業者等
- ・ 規模要件：≧30m³（条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能）
- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- ・ 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- ・ 対象：公共・民間による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 埋立等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事
- ・ 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- ・ 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする

流出前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業等)



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- ・ 指定権者：都道府県知事等
- ・ 盛土等の行為の事前届出を義務化
- ・ 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



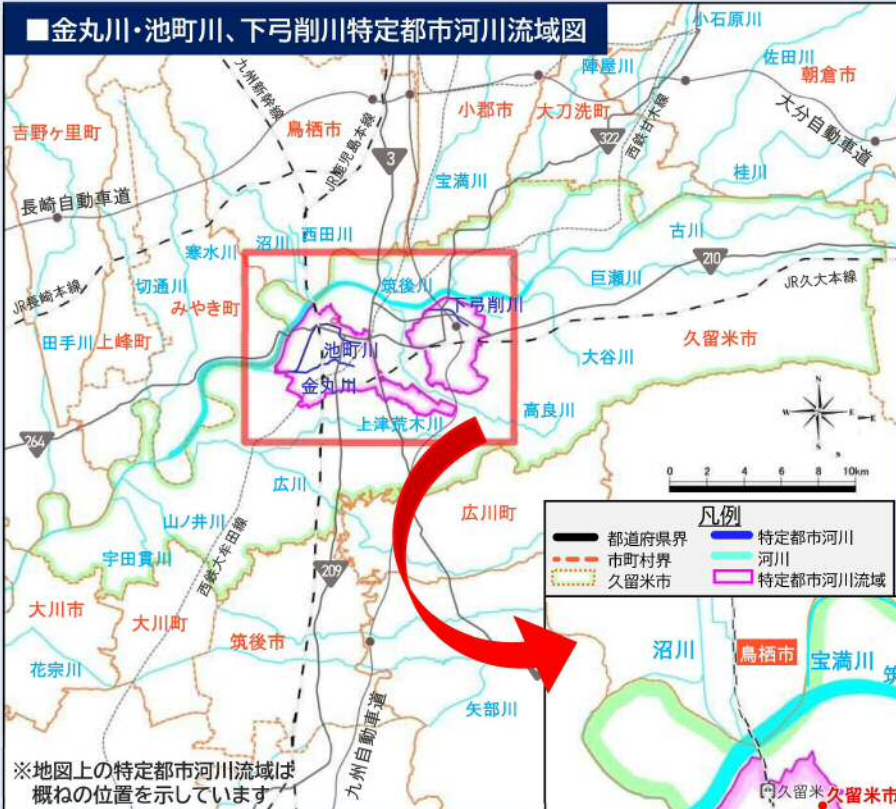
貯留機能を有する土地のイメージ

金丸川・池町川流域、下弓削川流域について

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、

「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定を行いました。(令和6年12月24日指定)

『流域治水』を推進し、『水に強い久留米市へ!』



令和5年7月 浸水状況



「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、**浸水被害防止のための対策を推進する法律**です。

特定都市河川ポータルサイト



なぜ「特定都市河川」「特定都市河川流域」の指定をするのか？

金丸川・池町川、下弓削川では、筑後川の水位上昇の影響を受けるといった自然的条件もあり、幾度となく浸水被害が発生しています。また、気候変動の影響による降雨量の増加が予測されています。このため「特定都市河川」の制度を活用し**「流域治水」を強力に推進し、水害に強いまちを目指します。**

「流域治水」とはなにか？

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、**流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う考え方**です。

「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるのか？

流域内の水害リスクを増やさないように、また、浸水被害対策の効果が減少しないように、宅地等以外の土地で行う**雨水浸透阻害行為（雨水を浸みこみにくくする行為）に、貯留・浸透対策が義務付けられます。**

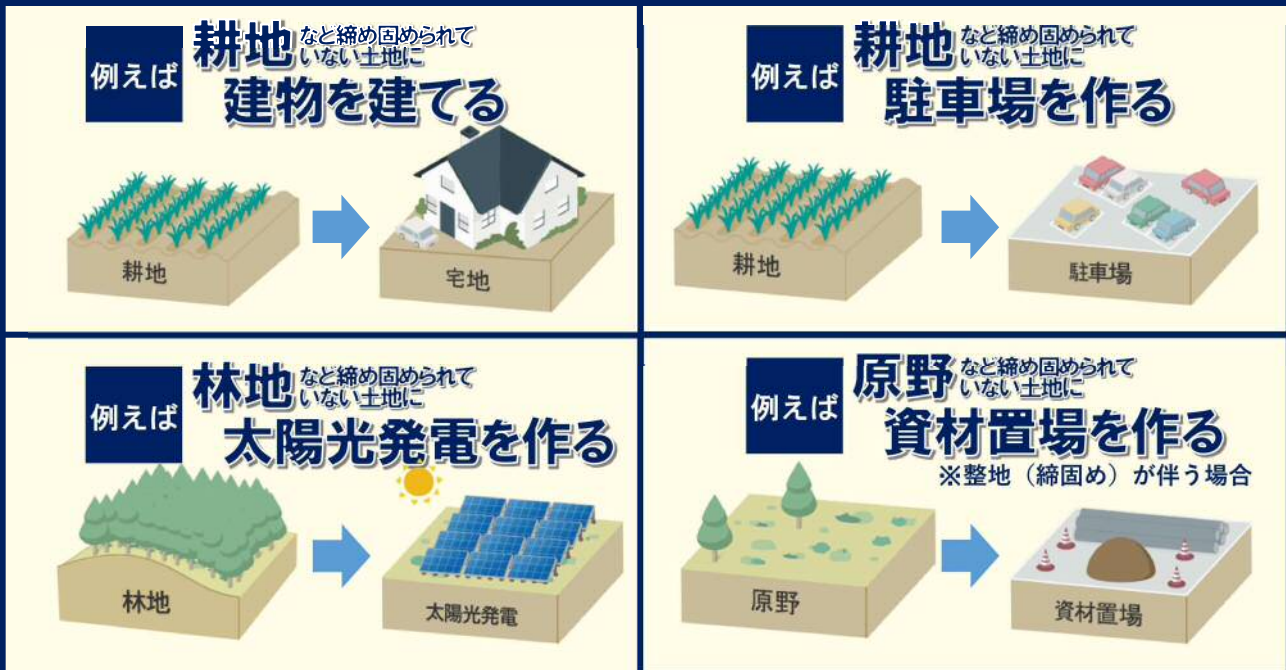
特定都市河川の流域内で雨水浸透阻害行為を行う際は

許可が
必要!!

雨水の流出抑制のため 久留米市長の許可が必要な場合があります

- ▶ 特定都市河川流域内の**宅地等以外の土地**において、**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**（宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際は、久留米市長の許可が必要になります。
- ▶ 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水の流出抑制対策**が必要になります。
※ 宅地以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。
- ▶ 許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は**罰則**があります。

このような、雨水浸透阻害行為(1,000㎡以上の場合)を行う際には・・・



雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要です



問い合わせ先

指定に : 福岡県 県土整備部 河川整備課
関すること TEL 092-643-3691



許可に : 久留米市 都市建設部 河川課
関すること TEL 0942-30-9075



巨瀬川流域について特定都市河川浸水被害対策法に基づき、「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定を行いました。(令和7年12月23日指定)

『流域治水』を推進し、
『水害につよく、安心・安全なまちへ!』

■巨瀬川特定都市河川流域図



「特定都市河川浸水被害対策法」とは?

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、**浸水被害防止のための対策を推進する法律**です。

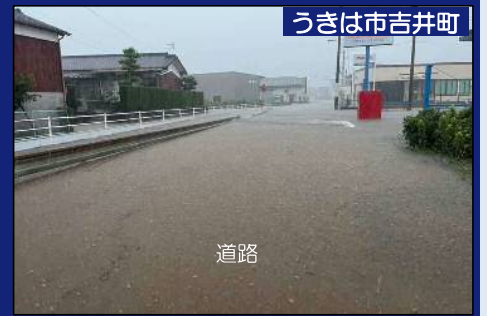
なぜ「特定都市河川」「特定都市河川流域」の指定をするの?

巨瀬川では、筑後川の水位上昇の影響を受けるといった自然的条件もあり、幾度となく浸水被害が発生しています。また、気候変動の影響による降雨量の増加が予測されています。このため「特定都市河川」の制度を活用し「流域治水」を強力に推進し、**水害に強いまち**を目指します。

特定都市河川
ポータルサイト



令和5年7月浸水状況



「特定都市河川流域」に指定されると?

国、県、市等の流域の関係者で**水害に強いまち**を目指し「流域水害対策計画」を策定することになります。策定した計画に基づき、**浸水被害対策を流域一体で計画的に進めます。**

流域内の水害リスクを増やさないように、また、**浸水被害対策の効果が増えないように**、宅地等以外の土地で行う**雨水浸透阻害行為**(雨水を浸みこみにくくする行為)に、**貯留・浸透対策が義務付けられます。**

「流域治水」とは?

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、**流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う考え方**です。

特定都市河川が指定されると流域内で雨水浸透阻害行為を行う際は

許可が
必要!!

雨水の流出抑制のため 許可が必要な場合があります

▶ 特定都市河川流域内の**宅地等以外の土地**において、

1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（宅地等※1にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為）を行う際は、福岡県知事または久留米市長の許可※2が必要になります。

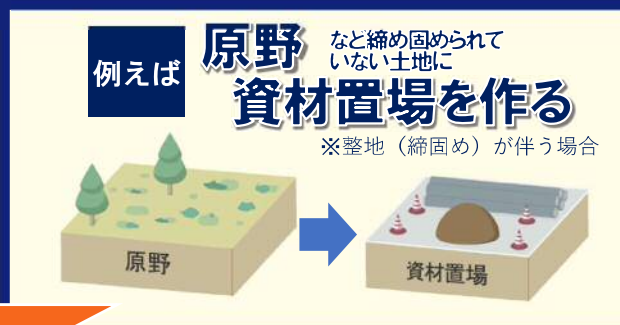
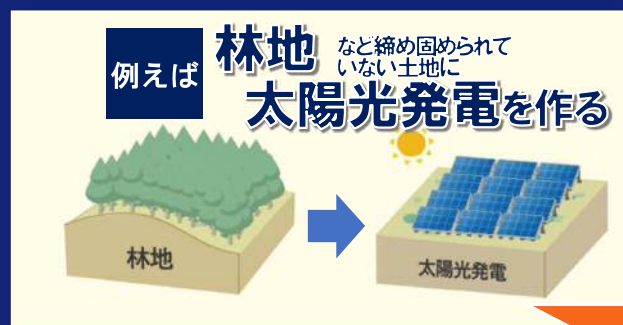
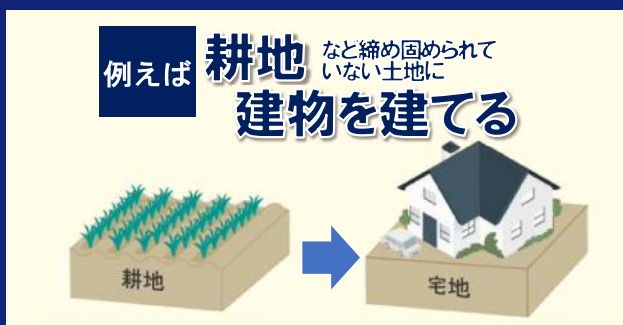
▶ 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水の流出抑制対策**が必要になります。

▶ 許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は、**罰則**があります。

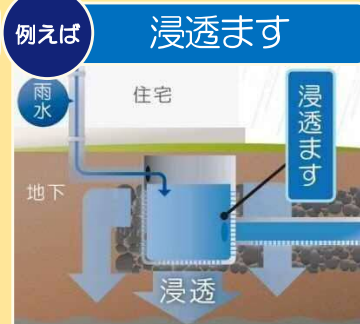
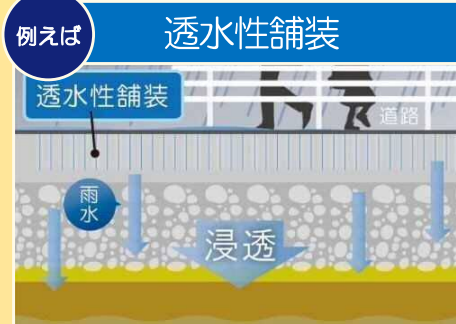
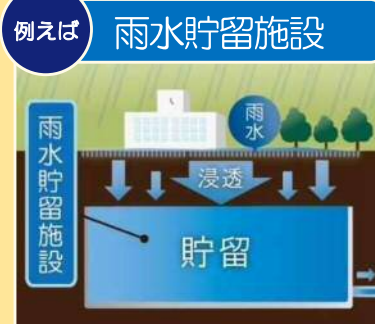
※1 「宅地等」とは、土地の利用形態が宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場である土地のことです。宅地以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

※2 雨水浸透阻害行為の土地の区域が、久留米市内は「久留米市長」の許可、うきは市内は「福岡県知事」の許可が必要となります。

このような、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上の場合）を行う際には…



雨水を貯留したり浸透させたりする対策が必要です



問い合わせ先
指定に
関すること : 九州地方整備局
筑後川河川事務所流域治水課
TEL 0942-33-9131

許可に
関すること : 福岡県 県土整備部河川整備課
TEL 092-643-3691
久留米市 都市建設部河川課
TEL 0942-30-9075



流域治水協働推進事業 要綱等の改正

＜要綱の適用期間について＞

・この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度から令和10年度までの補助金について適用する。

＜容量500m³未満の雨水貯留浸透施設の整備について要件を拡充＞

・これまでの流域治水協働推進事業(整備費)は国庫補助事業(流域貯留浸透事業)の採択を受けた事業であることが要件となっていたため、国庫補助事業(流域貯留浸透事業)の要件である、500m³以上の雨水貯留浸透施設の整備のみ補助を受けることができた。

・今回の改定で、500m³未満の雨水貯留浸透施設の整備についても補助対象とすることにより、市町村等が行う流域治水をさらに推進する。

【流域治水協働推進事業】

事業負担割合(令和5年度～令和7年度)

事業内容	事業者	負担率			
		国	県※1	市町村	民間事業者
雨水貯留浸透施設の整備のための調査	市町村	-	1/2	1/2	-
雨水貯留浸透施設の整備※2(容量500m ³ 以上)	市町村	1/3	1/3	1/3	-
	民間事業者※3	1/3	1/3	1/6	1/6

事業負担割合(令和8年度～令和10年度)

事業内容	事業者	負担率			
		国	県※1	市町村	民間事業者
雨水貯留浸透施設の整備のための調査	市町村	-	1/2	1/2	-
雨水貯留浸透施設の整備(容量500m ³ 以上) ※2	市町村	1/3	1/3	1/3	-
	民間事業者※3	1/3	1/3	1/6	1/6
雨水貯留浸透施設の整備(容量500m ³ 未満) ※4	市町村	-	1/3	2/3	-
	民間事業者※3	-	1/3	1/3	1/3

今回改定

※1 負担率は上限値であり、予算の状況により、上限値内で定めます。

※2 社会資本整備総合交付金交付要綱に定められている「流域貯留浸透事業」の採択を受けた事業であることが要件となります。

※3 民間事業者への補助について、国、県の補助金額を除いた事業費の1/2以上を市町村が負担する必要がある。また、民間事業者の交付申請等の手続きは、市町村を通じて行います。

※4 流域治水プロジェクトに事業計画を記載、又は記載の予定がある事業であることが要件となります。

流域治水対策等の 主な支援事業集

2025



令和7年4月

流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議



流域治水



国土交通省

農林水産省

文部科学省

経済産業省

流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

Ver2.0 水害対策編

